

令和 7 年 9 月

太田市外三町広域清掃組合議会定例会

会 議 録

太田市外三町広域清掃組合

令和 7 年 9 月太田市外三町広域清掃組合議会定例会会議録

令和 7 年 10 月 30 日（木曜日）

1 出席議員

2 番	神 谷 大 輔 議員	3 番	高 田 靖 議員
4 番	高 橋 え み 議員	5 番	山 田 隆 史 議員
6 番	星 野 一 広 議員	7 番	黒 田 重 利 議員
8 番	松 島 茂 喜 議員	9 番	塚 田 義 一 議員
10 番	田 邊 信 雄 議員	11 番	山 口 将 議員
12 番	森 雅 哉 議員		

2 欠席議員

1 番 青 木 雅 浩 議員

3 説明のために出席した者

管 理 者	穂 積 昌 信	副管理者	村 山 俊 明
副管理者	橋 本 光 規	副管理者	高 橋 純 一
代表監査委員	長 瀬 裕 一	会計管理者	尾 崎 桂 子
局 長	丹 沢 学	副 局 長	大 木 和 伸

4 事務局出席者

議会事務局長	瀬 古 茂 雄	課長補佐	麦 倉 仁 志
参 事	真 下 太佳志	係 長	岡 部 智 康
係 長	大久保 南	主 任	武 内 一 也
係長代理	金 澤 光 俊		

議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 10 月 30 日 午前 10 時 15 分 開議

太田市外三町広域清掃組合議会議長 星野 一広

会議に付した事件及び順序

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 議案第 4 号 令和 6 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計歳入歳出決算認定について

第 4 議案第 5 号 令和 7 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第 1 号）について

第 5 議案第 6 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

第 6 議案第 7 号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について

第 7 議案第 8 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

第 8 議案第 9 号 太田市外三町広域清掃組合規約の一部を改正する規約の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

第 9 議案第 10 号 （仮称）太田市外三町広域斎場整備事業建築主体工事請負契約締結についての変更について

第 10 議案第 11 号 （仮称）太田市外三町広域斎場整備事業機械設備工事請負契約締結についての変更について

第 11 議案第 12 号 （仮称）太田市外三町広域斎場整備事業電気設備工事請負契約締結についての変更について

第 12 議案第 13 号 （仮称）太田市外三町広域斎場整備事業火葬炉設備工事請負契約締結についての変更について

- 第 1 3 議案第 1 4 号 財産の取得について（太田市外三町斎場会葬者用家具備品一式）
- 第 1 4 議案第 1 5 号 財産の取得について（太田市外三町斎場事務用家具備品一式）

◎開 会

午前 1 0 時 1 5 分開会

○議長（星野一広） これより、令和 7 年 9 月太田市外三町広域清掃組合議会定例会を開会致します。

◎開 議

○議長（星野一広） これより本日の会議を開きます。

◎日程の報告

○議長（星野一広） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。

◎会 期 の 決 定

○議長（星野一広） 日程第 1、会期の決定を議題と致します。今、定例会の会期は、本日 1 日と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」）の声）

○議長（星野一広） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日と決定致しました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星野一広） 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 6 1 条の規定により、議長において 3 番、高田靖議員、4 番、高橋えみ議員を指名致します。

◎議 案 上 程

「議案第 4 号 令和 6 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計歳入歳出決算認定について」

○議長（星野一広） 次に日程第3、議案第4号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 議案第4号 令和6年度太田市外三町広域清掃組合一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページ及び別冊の太田市外三町広域清掃組合歳入歳出決算書の3ページをご覧ください。

令和6年度一般会計の決算につきましては、歳入決算額42億4千457万6千827円、歳出決算額36億3千545万6千170円となり、歳入歳出差引額は6億912万657円となりました。

歳入歳出差引額につきましては、内訳としまして斎場整備に係る継続費通次繰越額が4億3千571万6千円、地方財政法に基づき、差引額1億7千340万4千657円の2分の1以上である、1億円を財政調整基金に積立てし、残りの7千340万4千657円を翌年度へ繰り越しするものでございます。

決算書4ページから7ページにつきましては、歳入、歳出をそれぞれ款、項別に記載したものととなります。

はじめに、歳入についてご説明を申し上げます。決算書8ページ、9ページをご覧ください。

1款1項1目市町村負担金18億4千662万9千円につきましては各構成市町の負担金の合計額となります。

続きまして、2款1項1目リサイクルプラザ使用料340万6千800円につきましては、太田市の清掃事業課への施設貸出料となります。

2款2項1目衛生手数料5億264万5千250円につきましては、リサイクルプラザ及びクリーンプラザにおける一般廃棄物処理手数料となります。

続きまして、3款1項1目衛生費国庫補助金につきましては、10ページ、11ページ上段になりますが、災害等廃棄物処理として予算計上しておりましたが、今年度は、該当がありませんでした。

続きまして、同じく10ページ、11ページの4款1項1目繰入金につきましては、財政調整基金から、1億7千万円を取崩し繰り入れさせていただきました。

続きまして、５款１項１目繰越金３億６千７６３万７千３９５円につきましては、令和５年度分の繰越金２億４千６６３万７千３９５円及び継続費通次繰越金１億２千１００万円となります。

続きまして、６款１項１目雑入につきましては、９億４千６６５万８千３８２円となりました。

内訳につきましては、資源化物売払収入が１億８千８１０万８千６６０円、電力エネルギー売払収入が７億５千８５０万９８５円、その他雑入が４万８千７３７円となりました。

続きまして、１２ページ、１３ページをご覧ください。７款１項１目事業債につきましては、４億７６０万円となりました。

以上、歳入の総額と致しましては、４２億４千４５７万６千８２７円となります。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。１４ページ、１５ページをご覧ください。

はじめに、１款１項１目 議会費１７万４千９６３円につきましては、当組合議会の運営費となります。

続きまして、２款１項１目一般管理費１億９６９万８千１８７円につきましては、主に組合職員の人件費及び事務管理経費となります。

続きまして、１６ページ、１７ページをご覧ください。３款１項１目斎場管理費 ８億３千３２１万７千円につきましては、広域斎場整備計画に伴う各種委託料 及び工事費として支出したものでございます。

１６ページ下段から１８ページ、１９ページをご覧ください。３款２項１目清掃事業費１８億４千１８４万５７４円につきましては、ごみ処理施設の管理に係る、消耗品、修繕費、リサイクルプラザ及びクリーンプラザ運転管理業務委託料をはじめとするごみ処理経費が主な内容となります。

続きまして、４款公債費につきましては、クリーンプラザの新炉建設に係る起債の元利償還金となりますが、元金８億１千７６９万１千２６６円、利子３千２８３万４千１８０円を償還致しました。

５款１項１目予備費につきましては、支出はございません。

続きまして、２０ページ、２１ページをご覧ください。以上、歳出の総額と致しましては、３６億３千５４５万６千１７０円となります。

次に２２ページをご覧ください。実質収支に関する調書につきましては、こちらは記載のとおりとなります。

次に２３ページ、２４ページをご覧ください。財産に関する調書でございますが、１番の公有財産につきましては、変化はございません。

2 番の物品につきましては、車両台数になりますが、台数の増減は昨年度ありませんでした。

続きまして、3 番の基金につきましては、前年度末の現在高 5 億 9 千万円に対し、決算年度中に剰余金処分として 2 億 6 千万円の積み立てを行いました。一方で令和 7 年度予算へ繰入れのため 1 億 7 千万円を取り崩しましたので、現在高は 6 億 8 千万円となり、9 千万円の増額となりました。令和 6 年度決算に係るご説明は、以上のとおりでございます。

なお、決算につきましては、既に監査委員の審査も終了しておりますので、意見書を付し、関係書類を添えて、ご提案申し上げますので、宜しくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

◎監査委員からの報告

○議長（星野一広） 次に、長瀬代表監査委員から報告を求めます。

（長瀬代表監査委員挙手）

○議長（星野一広） 長瀬代表監査委員。

○監査委員（長瀬裕一） それではご指名によりまして、私の方から令和 6 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計歳入歳出決算の審査結果をご報告申し上げます。

去る 8 月 22 日、森監査委員とともに、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づきまして、管理者より審査に付されました令和 6 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計歳入歳出決算の審査を行いました。歳入歳出決算書及び附属書類については、関係帳簿と照合し、計数の確認を行うとともに、予算の執行状況及び財政運営につきまして、定期監査並びに出納検査の結果及び資料等を参考として、審査を執り行った次第でございます。

それでは、審査意見書の 2 ページをご覧くださいと思います。令和 6 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計につきまして、総括的な概要を申し上げたいと思います。

総計決算額は、歳入 42 億 4 千 4 百 5 万 6 千 8 百 2 7 円に対しまして、歳出 36 億 3 千 5 百 4 万 6 千 1 百 7 0 円でございます。差し引き残額は、6 億 9 百 1 万 6 千 5 7 円となっております。

次に、3 ページでは歳入決算額について記載をしております。予算現額 57 億 4 千 7 百 1 万 5 千円に対しまして、収入済額は 42 億 4 千 4 百 5 万 6 千 8 百 2 7 円でございます。予算現額に対する収入率は 73.9 パーセントでございます。

なお、款別収入状況は、表３に記載してありますので、後ほどご覧いただくことに致しまして、説明の方は省かせていただきます。

次に、４ページの歳出の決算額について申し上げたいと思います。予算現額５億４千７１万５千円に對しまして、支出済額は３億３千５４万５千１７０円でございます、執行率は６３．３パーセントでございます。なお、款別支出状況は表５に記載してございます。

次に、５ページからの実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、その計数は正確であるということが認められました。

以上、令和６年度太田市外三町広域清掃組合一般会計の決算審査の結果につきましてご報告申し上げましたが、審査の結果、関係諸帳簿の照合による計数は正確でございました。予算の執行状況、経理に当たりまして、地方自治法第２条に規定されております地方自治運営の基本原則にのっとり行財政が運営されておりまして、本決算は適正なものと認めることができました。

今後につきましてもクリーンプラザ、リサイクルプラザ両施設の有効な運営により、可燃ごみの減量化、リサイクルの推進及び資源循環型社会の構築を是非目指していただきたいと思います。また、斎場整備に当たりまして、健全財政を基調とし、経費の節減と合理化に努めていただきますようお願いを申し上げます、以上ご報告とさせていただきます。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

只今の説明に對し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（星野一広） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

○議長（星野一広） これより採決致します。

本案を原案のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（星野一広） 挙手全員。よって本案は原案のとおり認定されました。

◎議 案 上 程

「議案第５号 令和７年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第１号）について」

○議長（星野一広） 次に日程第４、議案第５号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 議案第５号 令和７年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第１号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の２ページ及び別冊の補正予算に関する説明書（９月補正）の１ページをご覧ください。

令和７年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算につきましては、第１条におきまして、歳入歳出額をそれぞれ、２千７５８万円を減額し、歳入歳出予算額の総額を、６５億６千３１９万２千円とするものでございます。

それでは、歳入、歳出の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

７ページ、８ページをご覧ください。はじめに、１款１項１目市町村負担金につきましては、構成市町の負担金を９千９８万４千円減額するものでございます。減額の主な要因と致しましては、繰越金の確定等により負担金の減額を行うものでございます。

続きまして、５款１項１目繰越金につきましては、前年度決算額が確定したことにより、６千３４０万４千円を増額するものでございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。９ページ、

10ページをご覧ください。

始めに、1款1項1目議会費につきましては、組合議員の議員辞職等に伴い、差額分6千円を増額するものでございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費につきましては、職員の人事異動等により、会計年度任用職員の報酬、手当及び一般職員の給料、手当、共済費等の職員人件費を542万5千円増額する一方で、大気汚染負荷量賦課金を34万8千円減額するため、507万7千円を増額するものでございます。

次に3款1項1目斎場管理費につきましては、斎場整備事業の工事監理業務委託料を50万円の減額、新設斎場の管理運営費として予算計上しておりました2千527万1千円を減額し、新たに斎場水道加入金110万2千円を計上したことで、合計で2千466万9千円を減額するものでございます。

続きまして、11ページ、12ページをご覧ください。4款1項2目利子につきましては、広域斎場整備事業における一時借入を行わなかったことから、予算計上しておりました一時借入金利子799万4千円を減額するものでございます。

なお、13ページから20ページには給与費明細書を添付致しましたので、後ほど、ご覧いただきたいと存じます。

議案第5号に係る提案理由のご説明は、以上のとおりでございます。宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別にご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（星野一広） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

○議長（星野一広） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（星野一広） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第 6 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」

○議長（星野一広） 次に日程第 5、議案第 6 号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 議案第 6 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 3 ページをご覧ください。

本案は群馬県市町村総合事務組合の組織団体であります「太田市外三町広域清掃組合」の名称が変更となるため同規約別表第 1 に掲げる組織団体の一覧、別表第 2 の 1 の項及び同表 5 の項中の共同処理する団体の記載における名称表記を「太田市外三町清掃斎場組合」に改めるほか「災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理」の取り止めに伴い、同表 4 の項を削除し、5 の項、6 の項を 1 項ずつ繰り上げる規約改正をするため、議決を求めるものでございます。

なお、附則と致しまして、この規約は令和 8 年 4 月 1 日から施行するほか、「群馬県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約」につきましても、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第 6 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別にご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（星野一広） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

○議長（星野一広） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（星野一広） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について」

○議長（星野一広） 次に日程第6、議案第7号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

本案は、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴い、災害弔慰金の原資である「自然災害救助基金」を、当該事務の共同処理団体に還付すること、各共同処理団体への還付金額は各団体の人口比率に応じて還付すること及び還付した結果に基金の額に剰余金が生じた場合には、群馬県市町村総合事務組合の一般会計口座に収納することについて、議決を求めるものでございます。

以上議案第7号につきまして、提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別にご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（星野一広） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

○議長（星野一広） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（星野一広） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第 8 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」

○議長（星野一広） 次に日程第 7、議案第 8 号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 議案第 8 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 7 ページをご覧ください。

本案は群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に「みどり市」が新しく加わることで、また本組合の名称が変更となることから、同規約別表中の「安中市」の次にみどり市を加え「安中市 みどり市」に、「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改め、群馬県市町村公平委員会共同設置規約別表について規定の整備を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則と致しまして、この規約は令和 8 年 4 月 1 日から施行するほか所要の経過措置を行うものでございます。

以上、議案第 8 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別にご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（星野一広） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

○議長（星野一広） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（星野一広） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第 9 号 太田市外三町広域清掃組合規約の一部を改正する規約の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」

○議長（星野一広） 次に日程第 8、議案第 9 号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(丹沢局長挙手)

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 議案第 9 号 太田市外三町広域清掃組合規約の一部を改正する規約の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 9 ページをご覧ください。

本案は、太田市外三町広域清掃組合規約の一部を改正する規約の施行により、本組合の名称が、「太田市外三町清掃斎場組合」に改められることから、本組合の条例の題名及び条文に含まれる「太田市外三町広域清掃組合」を、「太田市外三町清掃斎場組合」に改めるほか、大泉町役場の庁舎建替えに伴い掲示場の所在が変更となることから、「太田市外三町広域清掃組合公告式条例」別表掲示場名

の欄中「太田市外三町広域清掃組合掲示場」を「太田市外三町清掃斎場組合掲示場」に改め、大泉町役場掲示場の項中の「大泉町日の出５５番１号」を「大泉町日の出５１番１号」に改めるものでございます。

また、令和８年度から「太田市外三町斎場」の管理運営業務が開始されることから「太田市外三町広域清掃組合職員定数条例」において、職員定数を「１２人」から、３人増の「１５人」に改正する整理条例を制定するものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は令和８年４月１日から施行致しますが、大泉町役場掲示場の項の改正規定は、大泉町公告式条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものでございます。

以上、議案第９号につきまして、提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（星野一広） 別にご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（星野一広） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

○議長（星野一広） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（星野一広） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第１０号 （仮称）太田市外三町広域斎場整備事業建築主体工事請負契約締結についての変更について」

○議長（星野一広） 次に日程第９、議案第１０号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 議案第１０号 （仮称）太田市外三町広域斎場整備事業建築主体工事請負契約締結についての変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の２３ページ、２４ページをご覧ください。

本議案は、令和６年６月１９日、議案第５号により議決を経て、関東建設工業株式会社と請負契約を締結しました（仮称）太田市外三町広域斎場整備事業建築主体工事につきまして、昨今の経済情勢による労務単価や材料価格の急激な変動により、令和６年度の設計時点と比較しまして、公共工事設計労務単価が上昇したことへのインフレスライド条項の適用のほか、工期当初における地下埋設物処理の精算により、契約金額の増額変更を行なうものでございます。

また、火葬炉設備設置後の取り合い工事、さらに供用開始時車寄せ下部分の一部外構が必要なため、工期を変更し、バリューエンジニアリングやコストダウンによる減額も併せて変更を行なうものでございます。

変更前の契約金額３４億４千３００万円が、変更後は１億８千９１３万４千円増の３６億３千２１３万４千円となり、議会の議決をお願いするものでございます。

以上議案第１０号についてご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（星野一広） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

○議長（星野一広） これより採決致します。
本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。
（挙 手 全 員）

○議長（星野一広） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第１１号 （仮称）太田市外三町広域斎場整備事業機械設備工事請負契約締結についての変更について」

○議長（星野一広） 次に日程第１０、議案第１１号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 議案第１１号 （仮称）太田市外三町広域斎場整備事業機械設備工事請負契約締結についての変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の２５ページ、２６ページをご覧ください。

本議案は、令和６年６月１９日、議案第６号により議決を経て、株式会社グンエイと請負契約を締結しました（仮称）太田市外三町広域斎場整備事業機械設備工事につきまして、昨今の経済情勢による労務単価や材料価格の急激な変動により、令和６年度の設計時点と比較し、公共工事設計労務単価が上昇したことへのインフレスライド条項を適用し、契約金額の増額変更を行なうものでございます。

また、建築主体工事及び火葬炉設備工事の工期変更に関連した本工事の工期変更に伴う増額変更も併せて行うものでございます。

変更前の契約金額８億８千７４８万円が、変更後は４千２６８万円増の９億３千１６万円となり、議会の議決をお願いするものでございます。

以上議案第１１号についてご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（星野一広） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

○議長（星野一広） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（星野一広） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第１２号 （仮称）太田市外三町広域斎場整備事業電気設備工事請負契約締結についての変更について」

○議長（星野一広） 次に日程第１１、議案第１２号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 議案第１２号 （仮称）太田市外三町広域斎場整備事業電気設備工事請負契約締結についての変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の２７ページ、２８ページをご覧ください。

本議案は、令和６年１０月４日、議案第１１号により議決を経て、株式会社グンエイと請負契約を締結しました（仮称）太田市外三町広域斎場整備事業電気設備工事につきまして、昨今の経済情勢による労務単価や材料価格の急激な変動により、令和６年度の設計時点と比較し、公共工事設計労務単価が上昇したことへのインフレスライド条項を適用し、契約金額の増額変更を行なうものでございます。

また、建築主体工事及び火葬炉設備工事の工期変更に関連した本工事の工期変更に伴う増額変更を併せて行うものでございます。

変更前の契約金額８億１千１３８万２千円が、変更後は２千２８０万３千円増の８億３千４１８万５千円となり、議会の議決をお願いするものでございます。

以上議案第１２号についてご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り

ます。

◎討 論（終局）

○議長（星野一広） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

○議長（星野一広） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（星野一広） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第13号 （仮称）太田市外三町広域斎場整備事業火葬炉設備工事請負契約締結について」

○議長（星野一広） 次に日程第12、議案第13号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 議案第13号 （仮称）太田市外三町広域斎場整備事業火葬炉設備工事請負契約締結についての変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の29ページ、30ページをご覧ください。

本議案は、令和6年6月19日、議案第7号により議決を経て、株式会社宮本工業所と請負契約を締結しました（仮称）太田市外三町広域斎場整備事業火葬炉設備工事につきまして、建築主体工事の遅れにより、自社の保管スペースが不足し、外部倉庫の使用、工期延長に伴う経費が追加となったため、増額変更を行なうものでございます。

変更前の契約金額5億1千700万円が、変更後は253万円増の5億1千953万円となり、議会の議決をお願いするものでございます。

以上議案第13号についてご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（星野一広） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

○議長（星野一広） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（星野一広） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第14号 財産の取得について（太田市外三町斎場会葬者用家具備品一式）」

○議長（星野一広） 次に日程第１３、議案第１４号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 議案第１４号 財産の取得（太田市外三町斎場会葬者用家具備品一式）について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の３１ページをご覧ください。

本案は、現在建設中の太田市外三町斎場の開館に向けて必要となる会葬者用家具備品一式を６千５０９万２千５００円で、指名競争入札により、株式会社シモヤマ 代表取締役 下山和男から取得しようとするものでございます。施設備品の詳細につきましては、３２ページから３３ページまでに記載の附属資料のとおりでございます。

以上議案第１４号についてのご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（星野一広） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

○議長（星野一広） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（星野一広） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第15号 財産の取得について（太田市外三町斎場事務用家具備品一式）」

○議長（星野一広） 次に日程第14、議案第15号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 議案第15号 財産の取得（太田市外三町斎場事務用家具備品一式）について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の34ページをご覧ください。

本案は、現在建設中の太田市外三町斎場の開館に向けて必要となる事務用家具備品一式を1千155万円で、指名競争入札により株式会社シー・ビー・エス 代表取締役 鯨井宗一郎から取得しようとするものでございます。施設備品の詳細につきましては、35ページから38ページまでに記載の附属資料のとおりでございます。

以上議案第15号についてご説明申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（星野一広） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

○議長（星野一広） これより採決致します。
本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（星野一広） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（星野一広） 以上をもちまして、今、定例会の議事全てを終了致しましたので、これをもって閉会と致します。ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前 10 時 50 分閉会

地方自治法第123条第2項及び太田市外三町広域清掃組合議会会議規則
第61条の規定により、ここに署名する。

太田市外三町広域清掃組合議会議長

星野 一広

太田市外三町広域清掃組合議会議員

高田 靖

太田市外三町広域清掃組合議会議員

高橋 えみ